

今までの普通免許に関する大まかな道路交通法改正の流れ

	普通免許
乗車定員	10人以下
車両総重量	8t未満
最大積載量	5t未満

	大型免許
乗車定員	11人以上
車両総重量	8t以上
最大積載量	5t以上

いつ、免許を取得したかによって
運転できる車両が変わってきます。
詳しくは、運転する車両の車検証
で確認して下さい。

※ 平成19年6月1日までに普通免許を取得した方は、法改正以降「**中型車は8t限定**」と免許証に表示されています。

平成19年6月2日
(2007年)
施行

	普通免許
乗車定員	10人以下
車両総重量	5t未満
最大積載量	3t未満

	中型免許
乗車定員	11人以上 29人以下
車両総重量	5t以上 11t未満
最大積載量	3t以上 6.5t未満

	大型免許
乗車定員	30人以上
車両総重量	11t以上
最大積載量	6.5t以上

※ 平成19年6月2日から平成29年3月11日までに普通免許を取得した方は、「**準中型5t限定**」免許となります。

※ 普通二種免許は、準中型二種が出来なかったため「**中型(5t)限定二種**」になりますが、乗れる車両は変わりません。

平成29年3月12日
(2017年)
施行

	普通免許
乗車定員	10人以下
車両総重量	3.5t未満
最大積載量	2t未満

	準中型免許
乗車定員	10人以下
車両総重量	3.5t以上 7.5t未満
最大積載量	2t以上 4.5t未満

	中型免許
乗車定員	11人以上 29人以下
車両総重量	7.5t以上 11t未満
最大積載量	4.5t以上 6.5t未満

	大型免許
乗車定員	30人以上
車両総重量	11t以上
最大積載量	6.5t以上

※ 準中型免許は18歳で運転経歴がなくても取得できます。料金的にもお得となっております。